

ミャンマー：ミャンマー中央銀行によるアナウンスメント

アジアニュースレター

2023年11月16日号

執筆者:

[湯川 雄介](mailto:y.yukawa@nishimura.com)

y.yukawa@nishimura.com

[中島 朋子](mailto:to.nakashima@nishimura.com)

to.nakashima@nishimura.com

[鈴木 健文](mailto:ta.suzuki@nishimura.com)

ta.suzuki@nishimura.com

※ 本ニュースレターは、2023年11月15日現在の情報に基づいています。

1. 本アナウンスメントの概要

本アナウンスメントの概要は、以下のとおりです。

- ① CBM は、CBM Notification No 27/2022(「告示」)を公表し、アジア諸国への商品の発送による輸出代金は出荷日から45日以内、アジア諸国を除く他の国への商品の発送による輸出代金は出荷日から90日以内に輸出業者のミャンマー国内の銀行の外貨建て口座に入金することを義務付けており、怠った場合は外国為替管理法に基づく措置を取ることとしている。
- ② 既に、Department of Trade(「貿易局」)は2023年10月6日に、告示に従って輸出代金を入金しない企業に対して、一定の措置を講じる旨のアナウンスメントを発表している。2023年11月17日までに告示に従った対応を取らない場合、現行法に基づく措置が講じられることとなる。
- ③ 輸出業者が輸出代金の支払いに関する相談を希望する場合は、以下の Foreign Exchange Management Department(「外国為替管理局」)及び貿易局の電話番号に連絡をすることができる。
 - (a) 外国為替管理局 067 3418754、
 - (b) 貿易局 067 3408258、067 3408281。

2. コメント

貿易局では、これまでも輸出業者の国内口座への入金義務の履行を求めるアナウンス等を行っていましたが、本アナウンスメントは、2023年11月17日と明確な期限を区切って輸出業者に対する対応を求めており、CBMによる取り締まりに対する強い対応を行う意思を表しているようにも思われます。違反者に対しては、外国為替管理法に基づく罰則が課される可能性などもあり、慎重な対応が求められると考えられます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報室 newsletter@nishimura.com